

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七ヶ浜町は、予防接種関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用防止のため、ユーザーIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

## 評価実施機関名

宮城県 七ヶ浜町長

## 公表日

令和7年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)※令和6年9月に運用終了
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第14の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)※令和6年9月に運用終了</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28及び29の項口</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課 健康増進係 子ども未来課 子育て支援係
②所属長の役職名	健康福祉課長 子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7449
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 健康増進係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7449 子ども未来課 子育て支援係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7454
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。(住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバー提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は住所を含む③情報による照会を原則とする。)	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[    十分である    ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限は担当職員のみを設定され、静脈認証でログインする設定になっている。 特定個人情報を含む書類やUSBメモリ等は施錠できる書棚に保管を徹底し、文書を廃棄する際は、特定個人情報が他の文章に混入しないように複数人で確認している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月27日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	事後	
令和2年4月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条</p>	事後	
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(※1) (※1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(※1) (※1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	事後	
令和3年6月21日	4. 個人番号の利用 法令上の根拠 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p> <p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3項</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3項</p>	事後	

